

平成 24 年度給与改定の概要

平成 24 年度の給与改定については、本年 10 月 17 日の本府人事委員会勧告（公民較差▲0.41%・▲1,598 円）及び意見等を受け、本日、総務部長から、今年度の給与改定の取り扱いについて、下記のとおりの内容で最終回答を行いました。

【改定内容】

■月例給の引下げ

1 給料表の改定

- 平均 0.37%の引下げ。概ね 30 歳以下の若年層職員が在職する号給は据置き。
- 医師に適用する医療職給料表（一）については人材確保の観点から据置き。

2 経過措置額の引下げ

- 平成 23 年度からの「大阪府版公務員制度改革」の実施により給料が減額となった職員に対する経過措置について、その算定基礎となる給料月額を 0.80%引下げ（給料表の最大改定率を適用）。

⇒ **平成 25 年 4 月 1 日実施**

≪参考≫ 公民較差解消のための年間調整の取扱い

- 本府人事委員会の意見を踏まえ、本府独自の給料減額を実施していることを考慮し、本年 4 月から施行日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するための年間調整措置については、実施をしない。

【影響額】

■ 給料表及び経過措置額の改正

- 平成 25 年度以後（通年） 約 22.6 億円

条例事項については、上記の内容で、9 月定例会（12 月本会議）に関係条例案を追加上程したいと考えております。